

## 4. 医療費助成制度

### 1) 医療福祉制度（マル福制度）

病院などで診療を受けた場合に支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳 1 級・2 級（内部障がい者の方は 1～3 級）の方</li> <li>・療育手帳㊤， A の方</li> <li>・身体障がい者手帳の等級が 3 級で、かつ療育手帳の判定が B の方</li> <li>・精神障がい者保健福祉手帳 1 級の方</li> <li>・障害年金の 1 級を受給している方</li> <li>・特別児童扶養手当 1 級の対象児童の方</li> </ul>
所得制限	前年の所得が一定額以上の場合
手続	健康保険証，印かん，身体障がい者手帳，療育手帳，障害年金証書，特別児童扶養手当証書
窓口	国保年金課
備考	県外の病院等受診や治療材料等の場合は一時立替払いをし，後日領収書等を添付して還付を受けます。

### 2) 障がい認定による後期高齢者医療制度

一定の障がい程度にある 65 歳以上 75 歳未満の方は，高齢者の医療の確保に関する法律（後期高齢者医療制度）により医療費にかかる自己負担分が軽減されます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳 1～3 級の方</li> <li>・身体障がい者手帳 4 級のうち音声言語機能障がい，下肢機能障がいの一部の方</li> <li>・療育手帳㊤， A の方</li> <li>・精神障がい者保健福祉手帳 1～2 級の方</li> <li>・身体障がい，知的障がい又は精神障がいを理由とした障害年金 1～2 級の方（労災，船員保険法は障害年金 1～4 級）</li> </ul>
手続	手帳（身体障がい者手帳，療育手帳，精神障がい者保健福祉手帳）又は障がい状態を明らかにする書類（年金証書等），印かん，健康保険証
窓口	国保年金課
備考	被保険者個人が保険料を負担することになります。（所得状況により軽減措置があります。）

### 3) 自立支援医療（更生医療）

障がい程度を軽くしたり，残された機能を回復することを目的とした手術等を受ける場合，必要な医療費を公費で負担します。原則，事前申請となります。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳を所持している 18 歳以上の方</li> <li>・角膜手術，関節形成手術，心臓手術，血液透析療法，外耳形成手術，じん移植術，肝臓移植術，抗 HIV 療法などの医療を受ける方</li> </ul> <p>※身体障がい者手帳に記載される障がい名と合致していることが条件</p>
有効期限	概ね 3 箇月以内（疾病により最長 1 年） ※更新可能
費用	医療費の 1 割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じて上限額が決められていて自己負担が重くなりすぎないようになっています。
手続	身体障がい者手帳，マイナンバーが記載されたもの，印かん，健康保険証，指定医療機関の意見書
窓口	社会福祉課

#### 4) 自立支援医療（育成医療）

身体に障がいのある児童に対し、早い時期に治療を受けて、将来、生活していくために必要な能力と機能を持てるよう、必要な医療費を公費で負担します。原則、事前申請となります。

対象者	18歳未満で下記の疾病に該当する児童 ※肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能障がい、音声言語機能障がい、じん臓、心臓、肝臓、その他内臓疾患
費用	医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにしています。
手続	マイナンバーが記載されたもの、健康保険証、印かん、指定医療機関意見書
窓口	社会福祉課

#### 5) 特定疾患（難病）医療の給付

対象疾病に罹患し、病状が一定の基準を満たす方または高額な医療費を支払っている方に対して、医療費が助成されます。ただし、助成の対象となるのは、茨城県から指定を受けた「指定医療機関」（病院・診療所・保険薬局・訪問看護事業者等）で受けた指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療等に限られます。

窓口	竜ヶ崎保健所（電話：0297-62-2367）
----	-------------------------

#### 6) 小児慢性特定疾病（小児の難病）医療の給付

国が指定した小児の難病について、医療費の一部を公費で補助します。

小児慢性特定疾病のうち、特定の疾病についてはその治療が長期間にわたり医療費の負担も高額になることから、それらの疾病に関する治療の確立と普及を図り、併せてご家庭の医療費の負担軽減に資することを目的としています。

窓口	竜ヶ崎保健所（電話：0297-62-2367）
----	-------------------------

#### 7) 自立支援医療（精神通院医療）

精神障がいの適正な医療の普及を図るため、精神障がい者の通院医療に係る費用を公費で負担します。

対象者	精神障がいにより通院医療を受けている方
有効期限	1年（更新は、有効期間の3箇月前から可能）
費用	医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じて上限額が決められていて自己負担が重くなりすぎないようにしています。
手続	申請書、診断書、印かん、健康保険証、マイナンバーが記載されたもの
窓口	社会福祉課
備考	有効期限内における更新申請時の診断書の提出は、前回の申請時から病状の変化及び治療方針等の変更がなければ、2回に1回は省略ができます。